

# 『他墓地・納骨堂からの改葬による契約』 の手続きについて

他墓地・納骨堂からの改葬による契約のお申込みから契約までの手続きは次の通りです。  
手続きはすべて郵送で行わせていただきます。

なお、佼成霊園の墓地、納骨堂からの契約をご希望の場合は、契約の手順が若干異なりますので直接お問い合わせください。

## 1. 申込み

- 申込書(改葬)に必要事項を記入・押印のうえ所属教会の教会長の押印をいただき、ご本人から佼成霊園宛に郵送してください。(記入例をご参照ください)

## 2. 申込み受付後の手続き……佼成霊園の手続き

現在、ご遺骨が納められている墓地または納骨堂からご遺骨をお出しするには、墓地・納骨堂所在地の市区町村長の『改葬許可』が必要になります。次の書類をお送りしますのでご本人が必要な手続きを行ってください。

- 『佼成霊園受入証明書』
- 『改葬許可申請について』

## 3. 契約の手続き(1) ……契約者様の手続き

- 現在、埋蔵または収蔵されているご遺骨を『洗骨・乾燥』し、7寸の骨壺に納めてください。複数の埋葬者の遺骨を1壺に納めていただいても結構です。費用はお申込み者の負担となります。
- 『洗骨・乾燥』については石材店もしくは葬儀社等にご相談ください。佼成霊園墓地、聖霊殿を使用されている方は佼成霊園にお問い合わせください。
- 『洗骨・乾燥』を行うためには、現在の墓地・納骨堂の所在地の市区町村長の『改葬許可証』が必要となります。申込み後にお送りする『改葬許可申請について』を確認して手続きを行ってください。
- 申込書に記入いただいた埋葬者のご遺骨を納めた7寸の骨壺の個数を、電話で佼成霊園にご連絡ください。骨壺の個数が契約件数となります。  
**※ 洗骨・乾燥後に粉骨処理を行うことで多数のご遺骨を1壺に納めることも可能になります。**
- 骨壺の個数、納められた埋葬者の状態にそって契約内容を決定してください。内容の詳細は佼成霊園からご説明します。

## 4. 契約の手続き(2) ……佼成霊園の手続き

決定した契約内容に基づいて、契約件数分の『佼成霊園永代供養墓使用契約書』(各2通)と『永代供養料払込用紙』をお送りします。

## 5. 契約の手続き（3）……………契約者様の手続き

- お送りした契約件数分の『佼成霊園永代供養墓使用契約書』（各2通）を確認の上、すべての契約書に署名（本名）し、実印を押印してください。
- 各契約書2通のうち1通だけに400円の収入印紙を貼付し、割印をしてください。（1通は佼成霊園で貼付します）
- 同封の払込用紙で永代供養料を払い込みください。
- 次の書類を霊園宛に返送してください

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 署名捺印済み契約書（契約ごと各2通：うち1通は収入印紙貼付）</li><li>② 改葬者全員の『改葬許可証』の写し</li><li>③ 契約者印の『印鑑登録証明書』（1通）</li></ul> |
|--|

## 6. 契約の完了

返送いただいた書類を確認し、永代供養料の入金が確認できた時点で契約完了となります。

契約完了後次の書類をお送りいたします。

- 佼成霊園管理者が捺印した契約書（各契約ごと1通）
- 永代供養料領収証

## 7. ご遺骨のお預かりについて

- ご遺骨を持参される希望日時を電話で佼成霊園にお申込みください。
- お申込みいただいた日時にご遺骨とともに次の書類をお持ちください。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 改葬者全員の『改葬許可証』（原本）…<b>必須</b><br/><b>持参されない場合、ご遺骨はお預かりできません。</b></li><li>② 『佼成霊園永代供養墓使用契約書』（確認の為：確認後お返しします）</li></ul> |
|---|

※ ご遺骨を持参された当日は書類の確認、ご遺骨のお預かりのみとなりますのでご了承ください。お預かりした翌月の10日に霊園主催で合同納骨式法要を行います。

※ ご希望の場合は、永代供養墓にお預かりしたことを証明する『永代供養の証』を合同納骨式終了後にお送りいたします。ご遺骨を持参された際にお申し出ください。